

## 八幡平市産業まつり 2025 出店者募集要項

### 1 イベント趣旨

八幡平市産業まつり 2025 は、八幡平市内の産業振興と地域住民との交流を深めることを目的とするイベントです。市の特産品や工芸品などを広く紹介し、地域経済の活性化を図ります。

### 2 開催日時

令和7年9月20日（土曜日） 午前10時～午後4時 ※雨天決行、荒天中止

### 3 開催場所

松尾総合運動公園（八幡平市野駄第7地割206番地）

※同日に多目的屋内運動場（アリーナまつお）で「わくわくおしごとたんけん広場」も開催予定です。

### 4 出店者資格

産業まつりの目的に賛同し、以下の項目のいずれかに該当する者

- ・八幡平市内で事業を営む企業・個人事業者等
- ・市の特産品や工芸品を扱う企業・個人事業者等
- ・市内小・中学校、高等学校、または関係団体
- ・その他、実行委員会が認めた団体等

### 5 1小間の規格

種別	1小間サイズ	基本設備
飲食販売	幅5.4m×奥行3.6m	・幅5.4m×奥行3.6mのテント（横幕3方） ・テーブル（幅1.8m×奥行き0.45m×高さ0.7m）2台 ・イス2脚
キッチンカー	幅6.0m×奥行3.0m程度	なし
展示	幅5.4m×奥行3.6m	・幅5.4m×奥行3.6mのテント（横幕3方） ・テーブル（幅1.8m×奥行き0.45m×高さ0.7m）2台 ・イス2脚
フリーマーケット	幅3.0m×奥行3.0m程度	なし

・テント、テーブル、イスは全てレンタル品です。取扱いには十分に注意してください。破損等の場合、出店者に対し修理費等を請求します。

※電源はありません。発電機など必要な備品等は、出店者で用意してください。

※食品衛生法を順守するための備品（クーラーボックス、流し台・手洗い器、消毒液、ペーパータオル、隔測温度計等）は出店者で準備してください。

※会場内の水場、トイレ等へ食べ残り汁の廃棄、洗い物は厳禁です。使用する水や汚水は、持参、持ち帰りください。

## 6 小間数・レイアウト

- ・応募状況によりご希望の小間数をご用意できない可能性があります。あらかじめご了承ください。
- ・出店者のレイアウトは事務局で決定します。

## 7 出店料

種 別	料 金（1 小間）
飲食販売	市内：無料      市外：4,000 円
キッチンカー	市内：無料      市外：3,000 円
展示・フリーマーケット	無料

※市外出店者が飲食販売でテント持参の場合は、出店料から 1,000 円割引します。

- ・出店料は、後日郵送する請求書により、実行委員会指定の口座に振り込むか（振込手数料は、負担願います）、直接、事務局へお支払いください。

## 8 出店申込

### (1) 申込方法

郵送、メールまたは持参にて、次の書類を事務局まで提出してください。

### (2) 提出書類

①出店申込書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

③身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど顔がわかるもの）

※食品を販売する場合は、「食品衛生責任者養成講習会の修了証」もしくは「調理師免許」や「栄養士免許」などの写し

※火器を使用する場合は、露店等の開設届出書（様式第3号）

※未開封のアルコールを販売する場合は、酒類小売業免許証の写し

### (3) 申込期限

**令和7年7月18日（金） 必着**

## 9 出店の取り消し

### (1) 申込キャンセル

原則として、申込期限後の申込キャンセルについては承りしておりません。出店許可後は出店料を返金できませんのでご了承ください。

### (2) 出店の取り消し

次のいずれかに該当した場合は、出店を取り消します。また、出店料の返金もできませんのでご了承ください。

- ・特別な理由がなく、期日までに出店料をお支払いいただけない場合
- ・出店申込書に記載された内容が事実と異なっていた場合
- ・その他、実行委員会が不適格と認めた場合

## 10 搬入・搬出

### (1) 搬入時間

9月19日(金) 午後1時～午後4時

9月20日(土) 午前7時～午前9時30分

※夜間の警備は行いません。

### (2) 搬出時間

9月20日(土) 午後4時10分～午後6時

※開催時間中の搬出は原則認めません。

### (3) その他

- ・搬入搬出車両には、必ず出店者駐車場許可証を掲示してください。出店者駐車場許可証・駐車場図は、出店者決定後に郵送します。
- ・台車等、搬入搬出に必要な用具は出店者で用意してください。
- ・搬入搬出に係る経費は、出店者が負担してください。
- ・出店終了後、各小間のテーブル・イスは、畳んで小間内に置いてください。

## 11 保健所の手続き

- ・保健所への臨時営業許可の申請は、事務局で一括して行いますので、販売品目は出店計画書にて正確に報告してください。

※酒類販売許可申請は、出店者で行ってください。

## 12 販売

- ・飲食販売の出店者は、岩手県県央保健所が発行の「臨時営業を始める皆様へ」を熟読ください。
- ・加工食品には、各種法令に基づき、定められた表示をしてください。
- ・商品の販売価格(税込)は、はっきりと表示してください。
- ・出店物に対するクレーム等については、出店者の責任において処理するものとし、実行委員会は一切の責任を負いません。

- ビール等のアルコール飲料について未成年には絶対に販売しないでください。「未成年へのお酒の販売はいたしません。」の紙を見える位置に貼ってください。
  - 買い物袋や包装紙は、出店者が準備をしてください。なお、ごみの排出を抑制するため、過剰包装は避けてください。
  - 出店物、販売代金の管理は、出店者の責任で行ってください。万一の盗難や事故等に対する補償については、実行委員会は一切の責任を負いません。
- ※お買い物 500 円につき 1 枚の抽選補助券の配布にご協力をお願いします。
- 出店終了後に、売上報告書を会場内の本部へ提出してください。

### 13 火気の取り扱いの注意事項

- 火気の使用に関して、実行委員会が一括して消防へ申請します。火器を取り扱う出店者は、露店等の開設届出書（様式第3号）へ燃烧機器等の種類・数量及び使用燃料の種類、店舗内配置図を正確に記入してください。
- 業務用の消火器を1店につき必ず1本設置してください。事務局で消火器の貸出は行いません。
- 当日、八幡平消防署による現地確認があります。

### 14 その他

- 来場者が飲食等により排出したゴミは実行委員会が処理しますが、出店者が排出するゴミは必ず持ち帰ってください。
- 会場内は禁煙です。喫煙は必ず指定の場所で行ってください。所定の場所以外や出店者のテント内での喫煙があった場合、出店を取り消します。
- この要項に定めのない事項については、実行委員会の指示に従ってください。
- 各種警報の発令、強風、台風、災害等により運営が困難と思われる場合は、朝6時に事務局が開催の可否を判断し、出店者に連絡します。出店申込書の「緊急時の連絡先」に連絡します。
- イベント開催中であっても、運営が困難と思われる場合は中止します。
- 不測の事故、災害等により出店が不可能となった場合でも、出店料の返金や生じた損害の補償はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 出店申込書をご提出いただく場合は、以上のすべてに同意したものとします。

### 15 問い合わせ・申し込み先

八幡平市産業まつり実行委員会事務局  
 〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地  
 八幡平市産業建設部商工観光課内 担当：中軽米、遠藤  
 電話：0195-74-2111  
 FAX：0195-74-2102  
 Email：shokanka@city.hachimantai.lg.jp